主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち憲法三八条違反をいう点は、記録によれば被告人の 所論自白調書の任意性を疑わせる証跡は認められないから、所論は前提を欠き、そ の余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条 の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五七年九月三〇日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	寸	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	谷		正	孝
裁判官	和	田	誠	_